

まいります。また、「こころ」の不健康はやがてからだにも悪影響を及ぼしてまいります。

そこで、「こころの健康を保つ」をテーマに健康講座を開催します。関心のあるかたは、ぜひ、この機会にご参加ください。

日 2月9日(月)

受付時間 午後1時15分～

1時30分

実施時間 午後1時30分～3時

会場 保健センター

内容 臨床心理士による講話

講師 埼玉県立精神保健福祉センター

臨床心理士 菊池 礼子 氏

定員 60名

申込み 1月19日(月)から来所または電話で。

愛育だより

「節分豆まき」



子育て中のお母さんの仲間づくり

おにのお面を作って、豆まきを楽しみましょう。

日時 2月2日(月)

午前10時30分～正午

(受付午前10時から)

場所 中央公民館講堂

費用 100円

問合せ先 白岡町母子愛育会(幼児教室実行委員会)

竹川 ☎(93) 4148

五十嵐 ☎(92) 6565

参加しませんか

サクラソウ栽培教室

県の花サクラソウ。今ではさいたま市の田島ヶ原ほか数箇所で開催されるのですが、かつては町内にも自生していたことをご存知ですか。サクラソウ栽培の基本をいっしょに学びませんか。

日時 1月30日(金)

午前10時～正午

講師 大越 勉 氏(上野田在住)

会場 中央公民館 研修室

対象・定員 町内在住・在勤で、初めて参加されるかた 20名(抽選)

費用 500円(材料費)

申込み・問合せ先 1月21日(水)までに来庁または電話で生涯学習課

社会教育係まで
内線272・274

募集します

平成16年度 臨時職員 の登録を受け付けます

町では、「臨時職員登録制度」に基づき、臨時職員として働きたいかたの登録申請を受け付けます。提出書類

所定の臨時職員登録申請書

(申請書用紙は、1月15日(木)から庶務課で配布します。)

受付期間

2月2日(月)～20日(金)(土・日曜日、祝日を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

登録期間

4月1日～平成17年3月31日

期間内に臨時職員を採用する必要が生じたときは、登録者の中から採用します。

受付・問合せ先 庶務課職員係

内線345

白岡町臨時職員登録制度とは

町では、臨時職員を採用する場合、あらかじめ登録しているかたの中から採用する「臨時職員登録制度」を導入しています。

仕事の内容

公共施設で行う事務の補助や受付業務など

勤務日と時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分(原則として土・日曜日、祝日を除きますが、施設により勤務日や時間が異なります。)

採用の期間

事務処理の増加する時期など

(原則として6か月以内)

給与 月額6400円(平成15年度現在の月額です。来年度は変更される場合もあります。)

登録の手続き

臨時職員登録申請書を町に提出してください。申請書を審査し、その結果に基づき臨時職員登録簿に登録します。

登録の期間 登録は年度ごとに行い、有効期間はその年度の末日までです。

臨時職員の採用

町では、臨時職員を採用する必要が生じたときには、登録されたかたの中から、本人の希望や適性などを考慮して採用します。

登録の条件 次に該当するかた(高校生は除きます。)

年齢が満18歳以上60歳未満のかた(高校生は除きます。)

夜間の大学や専門学校などに在籍している場合は、授業等の時間と勤務時間が重複しないかた

町が採用しようとするときに、ただちに就業できるかた

町の業務に従事できる知識などを備えているかた

問合せ先 庶務課職員係

内線345

臨時教員・教員の補助
の登録を受け付けます

学校教育課では、「臨時教員」「教員の補助」として働く意欲のあるかたの登録を受け付けます。

【業務内容】

臨時教員：町内の小・中学校に在籍している教員に産休・病休等で欠員が生じた場合の代替要員。

教員の補助：学習活動等の充実に図るための補助員。

【資格】

50歳くらいまでの健康なかた。

臨時教員をご希望の場合は、小・中学校いずれかの教員免許状をお持ちのかた。

【提出書類】

臨時教員：免許状(コピー)履歴書(市販のもので可)

教員の補助：履歴書(市販のもので可)

【受付期間】

1月13日(火)～30日(金)

午前8時30分～午後5時15分

*土・日曜日・祝日を除く

【受付・問合せ先】

学校教育課学務係 内線262

埼玉県緑の推進員

主な業務

身近な緑の保全や創造、緑化のための実践活動

緑の保全及び緑化思想の普及啓発活動

緑の現況についての情報提供、意見や提言など

原則として、推進員の創意工夫による自発的なボランティア活動

その他、県・市町村事業への協力、研修会への参加など。

募集枠 150人以内

応募資格 身近な緑の保全や創造、緑化に関心を持ち、そのための実践活動、意見や提言を行える20歳以上の県民(一般職公務員は除く)

委嘱予定期間

4月(委嘱日)～

平成17年3月31日

申込書設置場所

埼玉県みどり自然課

埼玉県東部環境管理事務所

生活環境課

申込書受付期間

1月5日(月)～30日(金)

申込書提出先(郵送)

〒330 9301 さいたま市浦和区高砂3 15 1

埼玉県環境防災部みどり自然課

お知らせ

所得税の還付申告説明会

説明会は、午前、午後各1回開催し、説明を聞きながら、ご自分で申告書を作成し、提出していただきます。

対象	日にち	受付時間	場所
公的年金収入のみかた	1月28日(水)	午前9時30分～10時	白岡町役場1階会議室
住宅借入金等特別控除	1月28日(水)	午後1時～1時30分	
医療費控除	1月29日(木)	午前9時30分～10時	
		午後1時～1時30分	
	1月30日(金)	午前9時30分～10時	
		午後1時～1時30分	

対象 所得税を納めているかた
(源泉徴収税額があるかた)

公的年金収入のみかた
収入が国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などのかた
医療費控除、住宅借入金等特別

問合せ先
埼玉環境防災部 みどり自然課
緑地保全担当
☎048(830)3098
FAX048(830)4775
埼玉県東部環境管理事務所
☎0480(34)4011

控除

平成15年分の所得が給与と所得(年末調整済)のみかた
詳しくは、広報紙といっしょにお配りした「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

*この説明会に該当しないかたは、税務署に直接来署していただくか、確定申告期間中に白岡町役場に来庁して申告をしてください。
問合せ先 春日部税務署 個人課 税部門
☎048(733)2111

税理士による所得税の還付申告無料相談

税理士会では、所得税の還付申告相談及び確定申告書の作成を無料で行います。

期間 2月3日(火)～13日(金)
(土・日曜日、祝日を除く午前9時30分～正午、午後1時～4時)
場所 税理士会春日部支部所属の各税理士事務所

対象 所得税を納めているかた
(源泉徴収税額があるかた)で、次の①に該当し、一定条件にあてはまるかた

①年金を受けているかた
給与と所得者で医療費控除を受けらるかた
年の途中で退職または就職したかた
当日ご持参いただくもの

平成15年分公的年金等の源泉徴収票、給与所得の源泉徴収票(源泉徴収税額があるかたに限りません)
医療費控除を受けるかた

(1)医療費の領収書(なるべく一年分の合計額を計算してきてください。)

(2)保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの
印鑑

還付金を振り込む預金の口座番号等(申告者名義のもの)をメモしてきてください。

無料でならない場合がありますので、事前に各税理士事務所・税理士会に、相談内容や日時などを確認してください。

問合せ先 税理士会春日部支部
☎048(738)7470
(午前9時30分～正午、午後1時～4時)

固定資産税

固定資産税についてお願い

固定資産税は、毎年1月1日時点に土地・家屋又は償却資産を所有しているかたに納めていただく税金です。

町では、課税対象の正確な把握に努めていますので、次のことについてご協力くださるようお願いいたします。

①家屋を取り壊したら 住宅・物置・車庫などの家屋を取り壊したら、届出書を提出してください。

②届出書は、税務課にありませう。所有者の印鑑を持参してください。

③未登記家屋の所有者などが変更したら 未登記家屋(登記されていない家屋)について、売買などによる所有者の変更などがあつたら、届出書を提出してください。

④届出書を提出してください。届出書は、税務課にありませう。新旧所有者の印鑑を持参してください。

⑤償却資産(土地家屋以外の事業の用に供することができる資産)のある法人等

2月2日(月)までに申告書を提出してください。昨年申告していた法人等には申告書を郵送しましたが、申告書がない法人等はお問い合わせください。
問合せ先 税務課資産税係
内線1211～123

心の健康に関する講演 会開催のお知らせ

まずは、「声」を聴いてください。今まで知らなかったこと、気づかなかったことが、きつと見つかるはずですよ。そして、そこからいっしょに考えてみませんか……!

日時 2月7日(土)
午後2時～4時15分
会場 宮代町進修館 小ホール

内容 「ともにふれあい生きるまち」～こころのバリアフリーをめざして～

その1: 体験発表
その2: 講演「精神障害を理解する」

その3: 意見交換会
定員・参加費用 200名・無料
問合せ先 宮代町障害福祉課

幸手保健所 精神保健担当
☎(42)1101

有料道路における障害者割引制度の改正及び手続きについてのご案内

有料道路における障害者割引制度について、次のとおり改正されましたのでお知らせします。

改正内容
割引証を廃止し、新たに割引の有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳の提示のみでの割引適用の実施
従来の割引証と手帳での通行は、平成16年5月31日までとなります

ので、現在、有料道路における障害者割引制度を受けていらっしゃるかたは、それまでに新たに手続きを行う必要があります。

新たにETCノンストップ走行時の割引適用を開始
対象者 次に該当するかた
身体障害者手帳をお持ちのかた
が自ら運転される場合

重度の身体障害者及び重度の知的障害者(第1種の身体障害者手帳及び第1種の療育手帳をお持ちのかた)を継続して日常的に介護しているかたが運転される場合
法人所有や営業用の自動車等は割引の対象外となります。

有効期限
申請日から2回目の誕生日まで有効
期限切れ前に更新の手続きが必要となります。

申込み・問合せ先
福祉課障害者福祉係
内線163・164